

第 208 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 6 年 8 月 20 日（火） 14:58～15:53

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、
菅 幹雄、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘、牧野 好洋、宮川 幸三

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府経済社会総合研究所次長、農林水産省大臣官房統計部長、
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長

政策統括官（統計制度担当）：山田総務省大臣官房審議官、重里統計企画管理官、
栗原統計品質管理推進室参事官

4 議 事

（1）諮問第186号の答申「海面漁業生産統計調査の変更について」

（2）部会の審議状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻より少し早いですが、御出席の委員の方々全てそろったと伺いましたので、ただ今から第208回統計委員会を開催いたします。本日も会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。本日の議事は、議事次第のとおり、答申、部会報告についてです。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日は、事務局にてウェブ画面上にて資料を投影させていただきます。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。スムーズな委員会運

営に向け、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○**椿委員長** それでは、議事に入らせていただきます。諮問第186号、海面漁業生産統計調査の変更の答申案につきまして、産業統計部会長の樋先生から御説明よろしく願いいたします。

○**樋委員** 樋でございます。それでは、海面漁業生産統計調査の変更に関する答申案について御報告をいたします。本件につきましては、6月の統計委員会で諮問されました後、2回にわたる部会審議を経て、本日お示ししております答申案を取りまとめました。先月の統計委員会において、1回目の部会で議論した範囲の取りまとめの方向性については、御報告をしておりますので、この場では答申案のポイントを簡潔に御報告することとさせていただきます。それでは、資料1を御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページ目の(1)の「承認の適否」というところですが、全体的な結論として、今回の変更について承認して差し支えないといたしました。ただし、後ほど御説明しますが、計画の一部に修正意見を付けております。個々の変更事項に対する判断は理由等の部分で順に記載しておりますが、行政記録情報の活用に関する変更から御説明していきたいと思っております。

まず、(ア)ですが、調査事項として設けていた操業水域を削除する一方で、操業水域別の集計につきましては、行政記録情報の活用により、これまでどおり継続するというものです。これは2ページ目の、cに書いてありますが、漁業法に基づく行政記録情報の活用が容易となってきたという状況の変化を踏まえたもので、dでは、負担軽減と調査の効率化を図りつつ、集計は継続されるということから適当としております。

次に、(イ)ですが、大臣許可漁業に関する行政記録情報の活用を前提として、大臣許可漁業のみを行う漁業経営体の報告を不要にするものです。この変更自体はおおむね適当としておりますが、7月の委員会でも御報告しましたとおり、計画の記載ぶりについて部会で意見がありました。3ページ目の図表2のとおり、「大臣許可漁業のみを行っていることが確認できた場合」という表現として、調査実施過程の手順が明確になるように意見を付けております。

次の(ウ)については、変更内容自体は、調査票の審査・集計時に新たに活用できるようになった行政記録情報を調査計画に明記するというもので、4ページ目の第2段落のとおり、適当としましたが、この審議の過程で、海水陸上養殖業という新しい産業形態の実態把握について意見が示されましたので、それについては後ほど触れる今後の課題の一つとしたところです。以上が行政記録情報の活用に関する変更ですが、それ以外の変更も幾つかあります。

まず、4ページ目のイの「調査実施期間の変更」ですが、これは円滑な調査実施の観点から、調査の実態に沿って実施期間を1か月拡大するという計画であり、適当としております。

次に、かき類やのり類の養殖業についての変更ですが、大きく2点あります。ひとつは(ア)の「調査周期及び調査実施期間の変更」です。これは5ページ目にありますように、これまで半年周期で回答を求めていた調査を、本調査のほかの部分と同様に年次調査にす

るもので、cに記載のあるように、調査に係る負担を軽減するとともに、農林水産省内の利活用部局ともこの変更について調整済みであることなどから、相当としております。

もう一つが（イ）の「集計事項の変更」です。この変更を簡潔に申し上げますと、速報に相当する概要での公表内容を充実しようとするものです。6ページ目のcに記載しておりますように、先ほど申し上げた調査周期の年次化に伴って生じてしまう一部集計表の公表の遅れの期間を1年から3か月に短縮する効果もあることから、相当としております。

以上が、今回予定されている変更についての部会としての判断です。

続きまして、2の「過去の答申における「今後の課題」への対応状況」というところです。平成30年の答申時に、定期的な調査計画の見直し、都道府県等が把握している漁獲量等データの公表等の検討という2点を指摘しておりました。いずれにつきましても適切に対応されているということで、相当としております。

最後に3の「今後の課題」ですが、こちらも7月の委員会において御報告した際の方針に沿って、行政記録情報の更なる活用、それから新しい産業形態である海水陸上養殖業の実態把握の2点について課題を付しました。前者につきましては、報告者である水揚げ機関や漁業経営体の側における情報の電子化の状況にも左右されることから、それも付言しております。また、後者につきましては、単純な統計調査の拡大ではなく、行政記録情報を活用した業務統計の作成も視野に対応していただきたいと考えて、その旨を記載しております。

以上、海面漁業生産統計調査の答申案につきまして、私からの説明とさせていただきます。

○**樫委員長** 樋先生、御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の産業統計部会長の説明につきまして、何か御質問等がありますか。

福田先生、よろしく申し上げます。

○**福田委員** 行政記録情報を使っていろいろと活用するというのは非常にいいことだと思いますし、それによって調査の負担を軽減するというのもいいことだとは思いますが、それに関して1点だけ質問させていただきたいのですが、これまでの調査と行政記録情報で得られる情報が100%同じでない限りは、統計の継続性という点で少し問題が発生する可能性もあると思いますが、その点に関してどういう形になっているのかを少し教えていただければと思います。

○**樫委員長** いかがでしょうか。これは先生、あるいは政策統括官室ないし農林水産省からお答えいただけますか。それでは、農林水産省、お答えいただければと思います。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** 御質問ありがとうございます。今回活用させていただこうとしている行政データにつきましては、事前に十分に検証いたしまして、データとして継続性にも問題がないということを確認した上で活用を進めさせていただきたいということで、このたび申請させていただきましたので、活用することについては問題ないと考えております。今後もそういった検証をしながら、行政データの活用を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**樫委員長** 福田先生、よろしいでしょうか。

○福田委員 はい。

○樫委員長 どうもありがとうございます。ほかに御質問等ありますか。

白塚先生、よろしく申し上げます。

○白塚委員 福田委員がおっしゃったとおり、行政記録情報を積極的に活用することは、いいことだと思いますので是非積極的に進めてほしいと思います。一つ質問があり、最後のところの海水陸上養殖業の実態把握というのは、これは例えば、今まで海面漁業が行われなかった地域でもこういうことが行われたりする可能性があるかと思います。そういうところのフォローはどのように行われるのか、例えば、海がない都道府県でもできるわけですが、そういうところのフォローはどのような体制になるのでしょうか。

○樫委員長 これも農林水産省からお願いしてよろしいでしょうか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。今、白塚先生から御指摘のあったとおり、従来、海がなかった県で、内陸において海水を用いて養殖を行うというものが、近年、新しい業態として出てきたところであり、実はこちらは水産庁で別途、内水面の関係の法律に基づく届出という形で把握が行われているものです。正に新しく出てきたことですので、我々といたしましても、その辺りの届出の状況なりも、始まったばかりになりますので、その辺りもしっかり見ながら、今後の課題で御指摘いただいたようなところについても検討していきたいと思っていますところでは。

○樫委員長 白塚先生、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ほかに御質問いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは、取りまとめたいと考えます。

今回の申請では、行政記録情報の活用ということが一つの柱となっております、それに伴う調査事項の削除や、報告の一部免除などの変更申請がなされました。御報告があったとおり、いずれの変更事項についても適当との判断がなされているところですが、今後の課題では、調査に回答していただく報告者側の電子化の状況を踏まえた対応、あるいは新たな産業形態の実態把握のための行政情報記録の活用といった、よりよい統計の作成に向けた前向きな提言もされているところでは。農林水産省における積極的な対応を今後も期待したいと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「海面漁業生産統計調査の変更について」の本委員会の答申案は、資料1の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。樫部会長をはじめ、産業統計部会に所属された委員の皆様、部会での答申取りまとめの御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。部会の審議状況についてです。人口・社会統計部会での国勢調査の変更に関する審議状況について、部会長の津谷先生から御報告よろしくお願いたします。

○津谷委員 それでは、国勢調査の変更に関する部会での審議状況について御報告いたします。本件については、6月の統計委員会で諮問された後、2回目の部会を8月1日に開

催いたしました。資料2では、各回における審議部分を黒丸で示しておりますが、2回目の部会では、「(2) 調査方法の変更」、そして2ページ目になりますが、前回答申で示された課題のうち、審議が残っておりました②と③について審議を行いました。ただ、この「(2) 調査方法の変更」については、現在取りまとめが行われております第3次試験調査の結果を検討しないと実質的な審議ができないというイレギュラーな状況でもあり、これについては、9月に予定されている4回目の部会で審議をすることといたしまして、2回目の部会では、変更に関する事実関係や現時点で想定されているイメージなど、試験調査の結果が出る前に審議可能な範囲で委員の御意見をいただきました。

それでは、資料2を御覧ください。「(2) 調査方法の変更について」、今回予定されている内容は、調査員により配布していた調査票などの調査関係書類を、一部のモデル地域に限定して郵送配布を導入するというものです。具体的には、集合住宅について、受取人の住所のみの記載で配達が可能で宛名が不要である「特別あて所配達郵便」という郵送方法を活用することが想定されております。部会では、実施者である総務省統計局から郵送配布導入に当たっての考え方や、現在想定されている調査の流れについて説明していただき、その範囲で部会構成員の方々から御意見をいただきました。

資料2の「委員等からの主な意見」に記載してありますように、部会構成員からは、地方公共団体における事務負担の増加の可能性や調査票提出後の記載内容の確認方法などについて御意見が出されました。また、この郵送配布については、オートロックマンションなど調査員による調査票の戸別配布が難しい集合住宅について導入が想定されておりますが、後で御説明いたしますように、集合住宅については、調査員業務を管理会社の社員に委託するという方法も用意されております。ですので、集合住宅における調査票の配布については、調査員による配布、管理会社の社員、これは管理人などですが、による配布、そして郵送配布の3通りの方法が考えられます。そのため、現場で対応する際に優先順位はあるのかという御質問があり、総務省統計局としては、原則は調査員による配布であり、それが難しい場合の選択肢として、管理会社の社員等による配布、それに加えて郵送配布を想定しているという御説明がございました。

なお、資料2には主な意見のみを記載いたしましたでしたが、部会では試験調査の検証内容への御意見も含め、多くの御意見、そして御要望や御提案が出されました。先ほども申しましたが、部会としては、この変更についての実質的な審議は9月に予定をされております4回目の部会において行い、適否を判断したいと考えております。

続いて、前回答申において今後の課題とされていた事項のうち、1回目の部会で審議できなかった部分の審議内容について御説明いたします。

まず、「②集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善」についてです。これは、オートロックマンションなどの集合住宅において、調査員が調査対象者と接触することが難しいという状況を受け、集合住宅の管理会社に調査員業務を委託し、それにより円滑な調査実施の確保と調査員の負担軽減を図ろうとするものです。前回調査では、地方公共団体がそれぞれ管理会社に対して業務委託を行いました。総務省統計局で一括して対応できないかという要望が出され、部会では試験調査の結果も踏まえて、総務省統計

局の方針が説明されました。

結論といたしましては、資料にも記されておりますとおり、地域ごとの事情に沿った円滑かつ柔軟な対応を可能とするためには、総務省統計局が管理会社と一括して契約するのではなく、地方公共団体ごとの対応を継続する方が合理的であるという御説明があり、その判断は理解できるということでした。ただ、取組のそもそもの目的が地方公共団体や調査員事務の負担軽減であり、「委員等からの主な意見」にも記しておりますとおり、地方公共団体にとって委託業務に係る業務負担が大きければ、結局利用されなくなるのではないかという御意見もございました。それを踏まえて、地方公共団体における委託業務が継続されるとしても、総務省統計局において、現場の事務負担が軽減されるよう、地方公共団体と綿密にコミュニケーションを図りながら、更なる対応を行うことを前提として適当と整理をしたいと考えております。

最後に「③不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を含めた広報の充実等」についてです。これについては、広報についての更なる取組に関する説明が総務省統計局からありました。そして、それを適当と整理いたしました。なお、集合住宅の管理会社における居住者とのコミュニケーション方法について委員から御紹介があり、国勢調査の協力依頼にこれが活用できるのではないかという御提案もありました。

以上が2回目の部会の審議状況です。なお、2回目の部会審議をもって、郵送配布の導入以外の事項については、事実上、審議を終えたことから、8月下旬に開催を予定しておりました3回目の部会については、実開催するまでの必要はないのではないかと判断いたしまして、郵送配布の導入以外の部分についての答申案を書面で委員各位に御確認いただくことにいたしました。そして、最終的な答申案の取りまとめは、9月に開催される4回目の部会で郵送配布の導入の審議とともに行いたいと考えております。

私からの御説明は以上です。

○樫委員長 津谷先生、御説明ありがとうございます。それでは、ただ今の人口・社会統計部会長の説明につきまして何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。

清原先生、よろしく申し上げます。

○清原委員 清原です。御丁寧な御検討をどうもありがとうございます。これは部会というよりも、総務省統計局にお聞きした方がいいかと思って質問させていただきます。

1点目は、資料2の(2)の調査方法の変更について、郵送配付の導入について丁寧に、第4回に向けて検討もされるということですが、配布については多様性を持って臨むということが非常に実態に即したものだと思いますが、回収方法についてはどのようになるのでしょうか。すなわち、①調査員による配布、②調査員業務の委託を受けた管理会社の社員による配布、それから③郵送配布の3通りの配布方法があるわけですが、回収については引き続き調査員がされるのでしょうか、それとも郵送による返送ということも可能とするのでしょうか。今まで調査員の方は、回収した調査票を見て、空欄、あるいは確認したいことがあったらやり取りをするというようなことも丁寧にさせていただいてきた経過がありまして、しかし現状、そうは言っても適切に配布することが極めて重要性を増している中、回収の在り方について、より一層回収率を上げるためにどのようにお考えかというの

が1点目です。

2点目は、資料2の裏面の2ページなのですが、「前回の答申における『今後の課題』への対応状況」の②に「集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善」ということで、部会ではいろいろ検討されて、適当と整理されたことについては私も理解しておりますが、実は私は、三鷹市長を16年させていただいていた中で、国勢調査も5年に一度ですので、一定程度関わらせていただいた立場なので、集合住宅への対応については苦慮した経験者でもあります。そこで、このように管理会社等と委託契約をさせていただければ、信頼できる管理者が協力していただけるのは心強いと思いますが、その手続について、例えば全国市長会とか全国町村会の行政関係者の御意見などは聞かれてみた経過があるのでしょうか。試験的に取り組んでいらっしゃるいろいろなことがあると思いますが、ざっくばらんに首長とか統計担当者の意見を聞かれた上で、このような制度を導入されれば円滑に進むのかなと思ひまして、これまでの経過について教えていただければと思ひます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。2点御質問があったかと存じますけれども、総務省統計局でお答えいただくということでよろしいでしょうか。

○**中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長** 総務省統計局から答えさせていただきます。御質問ありがとうございます。

まず1点目です。調査方法の変更の関係で、回収についてです。回収につきましては、今、通常の調査方法でも、主にインターネットでの回答、郵送による返送の2つが主であり、残りが調査員による実際の回収となりますが、前回の令和2年におきましても、インターネットと郵送でかなりの部分を占めておりまして、調査員回収がかなり少なくなっているところが現状です。今回の郵送配布の導入地域につきましても、同じように主にはインターネット、郵送による回収というところがメインとなりますが、やはり郵送による配布になりますと、御指摘のとおり、説明の部分が不十分というか、どうしても回収のところで少し厳しい部分があるかもしれません。現在、督促を2回かけることを想定しており、さらに、回収がなかったところにつきましては、指導員により実際に訪問していただく形で、できる限り回収を高めるというところで考えております。

2つ目の御質問ですが、集合住宅の関係の委託のプロセスとしましては、首長からのお話というか、そういった大きなところからということはお実績がありませんが、前回調査が終わった後に、統計の担当者から実施状況の報告を受け、御意見の中で効率化や負担軽減等の御意見もいろいろ頂戴し、今回いろいろな検討をして、今後も引き続き地方公共団体とコミュニケーションを図りながら、少しでも負担が軽減されるようなやり方で進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○**椿委員長** 清原先生、いかがでしょうか。

○**清原委員** どうもありがとうございます。やはり大変重要な調査ですので、もちろん広報にも力を入れていただけたらと思ひていますが、適切な配布とともに、回収についても工

夫をしていただいているということですので、是非それをより一層継続して、少しでも回収率が上がりますように進めていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。それでは、ほかに御質問等いかがでしょうか。

白塚先生、よろしくお願いいたします。

○**白塚委員** 今の清原委員のところとも関わりますが、集合住宅の管理が、地方公共団体ごとであり、ここで言う地方公共団体とは、市区町村のことだと思います。もちろん不動産会社には、地域に密着して営業されているところもあるのですが、もう少し地域を広く捉えた方がいいような会社もあるように思います。この辺の対応を柔軟に、例えば複数の地方公共団体で共通して、その地域の営業を行っている不動産会社と契約したりもできそうに思います。現在想定されているのは、完全に市区町村それぞれが対応しなさいということになるのでしょうか。

○**樫委員長** よろしくお願いします。

○**中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長** これは部会でも少し御説明させていただきましたが、実際に第2次試験調査におきまして複数のところで、具体的には東京都の豊島区と新宿区で、国でまず一括契約したらどうなるかというところの検証をしました。やはりそれぞれの自治体ごとの業務の中で、どうしても今までやってきたやり方というものが実務の細かいところで差が出てきてしまうところがあり、もし複数の地方公共団体で同じやり方でできそうだというようなことがあれば一緒にやる可能性もあるかもしれませんが、現時点においてそういった細かいところでの差異があることが確認されたということで、このような判断を今回させていただいております。

○**樫委員長** 白塚先生、いかがでしょうか。

○**白塚委員** せっかくの機会ですし、そういうところの共通化を図って、もっと合理化を進めた方がいいという考え方もありそうな気がしますが、その辺のところはどうなのでしょうか。

○**樫委員長** いかがでしょうか。

○**齊藤総務省統計局統計調査部国勢統計課調査官** おっしゃるとおりかと思います。ただ、住宅に関しましても、集合住宅でも賃貸または分譲という分類もいろいろありますし、管理会社におかれましても様々な業態があります。今回2次試験調査で、先ほど申し上げたとおり、地方公共団体と国での契約の中身の判断の中では、事務のそごがあったということは現実的に出てしまったところがありますので、今、白塚先生がおっしゃったとおり、今後合理化を図れる部分があれば、前向きに考えていければと思っております。

○**樫委員長** 白塚先生、いかがでしょうか。合理化が進めば、もう少し地方の手続を簡略化できるということかと存じますが、今回というよりは今後の問題という形と認識してよろしいですか。これは私から質問していいのかどうか分かりませんが、そういうことでしょうか。

○**白塚委員** きちんとその辺を、今後の課題であるということが認識できるような形で整

理されるのであれば、そういうことかと思えます。

○樫委員長 津谷先生、よろしくお願いします。

○津谷委員 私がここで申し上げるべきかどうか分かりませんが、現在、国勢調査実施のための準備作業として3次試験調査が行なわれておりますが、その前の第2次試験調査では、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託について、さまざまなケースを想定して試験的に調査をやってみられたということでした。この委託業務を国が一括して契約してもらえないかという要望は、一部の市区町村から寄せられたものですが、実際に試験調査で国が一括して契約を行ってみると、さまざまな細かい点等について、総務省統計局から市区町村に問合せをしなくてはならないことが非常に多くなってしまったということでした。市区町村は1,741ありますが、市区町村によって状況が大きく違っており、それらに一括して対応することは難しく無駄が多いという御説明がありました。

ただ、例えば契約をする際に、先ほどの御指摘にもありましたが、全国規模で展開している不動産会社が管理する複数の物件に対しては、ひな形となるような契約書やその他の文書を総務省統計局が準備して、それを各地方自治体が微調整して使っていただくようにするということでした。また、いろいろな質問が出されたときには、その対応を全て地方公共団体に任せるのではなく、総務省統計局にも相談に加わっていただくようお願いしております。そうすれば、総務省統計局に地方公共団体からさまざまな情報が上がってきますので、その情報をまとめて、どのようにすれば一番効率よく円滑に調査が実施できるかについて検討することができます。これについては、今後の課題にした方がいいのではないかという白塚委員からの御意見がありました。オートロックつき集合住宅は増えており、調査をとりまく環境も厳しさを増しておりますので、今後取り組むべき重要な課題ではないかと私も思います。ただ、現時点の部会の判断としては、総務省統計局の決定がより効果的かつ効率のよいものではないかということです。御指摘があった課題については、私どもも認識しております。ありがとうございました。

○樫委員長 補足説明ありがとうございました。契約書のひな形などについては共通的なものがあるという御説明でした。白塚先生、いかがでしょうか。

○白塚委員 はい。

○樫委員長 よろしいですか。どうもありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、私からもコメントさせていただきます。これまでに行われた2回の部会におきまして、部会長御説明のとおり、郵送配布の導入に関する部分を除いて一通りの審議を終えて、いずれについても適当との整理をされたということでした。郵送配布に関する審議に関しては、その導入の可否も含めて、現在調査実施者において整理を進めている第3回試験調査の結果の分析を踏まえて、9月に開催予定の第4回目の部会で行うということでしたが、調査に要する事務負担の軽減・効率化を図りつつ、確実に回答をいただくための方策につきましては常に考えなければならない問題だと思います。なお、今月下旬に開催予定だった第3回目の部会につきましても、これも御説明のとおり、書面により審議を終えた部分の答申案の確認を進められると伺いました。津谷先生をはじめ、人口・社会統計部会に所属の委員の先生方には引き続き審議を重ねていただ

くこととなりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の議事に移らせていただきます。次も部会の審議状況についてです。国民経済計算体系的整備部会での審議状況につきまして、部会長の福田先生から御報告よろしくお願ひいたします。

○福田委員 それでは、御説明申し上げます。7月17日に行われました第38回国民経済計算体系的整備部会の審議状況についてです。資料3を適宜御覧いただければと思います。なお、資料のページの番号は下に17分の1といった形で表示しております。

1 ページ目を御覧ください。第38回の部会では3つの議事を審議いたしました。1つは2025 S N A（仮称）に向けた状況に関する審議、2つ目は制度部門別勘定の更なる整備に関する審議、それからその他です。

まず、1つ目の2025 S N A（仮称）に向けた状況についてです。2 ページ目を御覧いただければと思います。第IV期基本計画において、2025年をめどに策定予定の国民経済計算の新たな国際基準、2025 S N A（仮称）策定に向けた国際議論に引き続き積極的に関与するとともに、できる限り速やかにその実装を図るため基礎的な検討を着実に進めることが盛り込まれておりました。これを踏まえまして、2025 S N Aに向けた主要テーマであるデジタル化、グローバル化、ウェルビーイング及び持続可能性を中心に、検討状況について、昨年6月に行われました第34回 S N A 部会において内閣府から報告があり、今回その後の進捗状況について御説明があったということです。

資料4 ページの下を御覧いただければと思います。具体的な進捗状況の事項として、国連統計委員会での議論の結果、主要なマクロ指標の国際的・時系列的比較可能性を低下させるリスクへの懸念が表明された事項であったマーケティング資産の資本化は除いて、それ以外の改定項目が承認された旨の説明がありました。

資料5 ページの下段を御覧ください。データの資本化についてですが、おおむね四半期に1回のペースで関係各国によるタスクチームの会合が開催されまして、本年末までに推計ハンドブックを作成する方向で検討が進んでいるということです。タスクチーム会合では、データの産出額の推計は、基本的にデータ関連業務に係る人件費を基礎としたコスト積み上げ法による推計を行うということです。それから、基礎となる職種ごとのデータ関連業務の従事比率の推奨比率を提示するという方向が示されまして、内閣府は何%がデータ関連業務なのだという推奨比率に基づいてデータ産出額の試算を実施し、近日公表するということでした。

資料6 ページを御覧いただければと思います。持続可能性については、サテライト勘定の活用も含め、広義の S N A 体系の枠組みの中でいかにウェルビーイングや持続可能性を把握していくかが各国間で議論されているということでした。そして、今回はその具体的な内容の一つとして、自然資源の費消を新たに生産コストとして認識することや、その上で経済成長を図る上での指標として、GDPから固定資本減耗に加えて、自然資源の費消を控除した国内純生産（NDP）の純（n e t）集計量をより重視していくことが提案されているということでした。こうした中、内閣府では自然資源のうち鉱物・エネルギー資源の費消と、それを控除した国内純生産の試算を行い、その試算結果を論文として公表し

たとの説明がございました。

この内閣府の御報告に対して委員から、NDPの用語について、資本減耗のみを除く従来の概念と、それから自然資源の費消を控除した概念の2つが存在することになるため、今後混乱がないように、用語の定義や公表の仕方については留意する必要があるという御指摘をいただいたほか、データの資本化に関して、推計精度の安定性の観点からは、基礎データとなる従事比率の入手・活用の仕方、生産物分類との整合性の確保や、その他、類似概念との重複回答などについて十分に検討していくことが望ましいといった御意見をいただきました。また、マーケティング資産やデータの資本化に関しては、企業会計で計上していないものを推計するのは容易ではないということで、SNAの国際基準と国際会計基準の連携を図っていくことが重要ではないかという御意見をいただきました。本部会では、いただいた御意見も踏まえて、内閣府において引き続き2025SNAに係る検討を進めていただき、その進捗状況について、適宜のタイミングで本部会に御報告いただくことになりました。これが1番目の議題の報告です。

引き続きまして、2番目の議事に関する御報告です。10ページ目を御覧ください。こちらは、制度部門別勘定の更なる整備についてです。第IV期基本計画では、制度部門別勘定の更なる整備について、海外の状況や国内の研究、ニーズを踏まえつつ検討し、次期基準改定までをめどに結論を得るとされておりました。そして、昨年6月の第34回部会において、この課題を担当する内閣府における検討に先立って、統計委員会担当室から、総務省所管統計を用いた、生産勘定などの制度部門勘定を、非金融法人部門と家計に分類する方策についての御報告があったところであります。

一方、制度部門別勘定の更なる整備に向けては、一部の制度部門や勘定で四半期系列の整備、公表がされていないという課題がありました。これは少し国際的にも遅れている面があったかもしれませんが、その点に対して今回、内閣府から同課題に関する検討状況を御報告いただいたところです。

資料12ページ上段を御覧ください。結論として、四半期情報が不足している部分の項目、具体的に言うと、固定資本減耗と土地の購入(純)について、一定の仮定を置いて分割することで、所得支出勘定及び資本勘定の四半期勘定を作成することが可能だということでした。そして、最終的なバランス項目である純貸出(+)/純借入(-)への大きな影響は見られないという御説明でした。そうした御報告の下で、来年度以降に予定されているJSNAの2020年基準改定においては、制度部門別の所得支出勘定(第1次所得の配分勘定以降)及び資本勘定の四半期勘定を推計して公表するという方向でした。これは、これまでも四半期系列がなかったものを四半期系列で公表していただくということで望ましいことだったと思います。内閣府からの御説明に関しては、こういう望ましい方向性だということの御同意はいただけたと思います。委員の方から、特にそれ以外は御質問がない形で、引き続き取組を進めていただくということで合意した次第です。

続きまして第3の議事、15ページ目を御覧ください。3つ目はその他です。これは、多くの方が御存じかもしれませんが、2024年1-3月期の2次QEの改定値の公表です。こちらは、建設工事受注動態統計の訂正反映を含む建設総合統計遡及改定を受けて、7月に

内閣府より公表された1－3月期の2次QE改定値の御報告です。この改定はかなり異例のことではありましたが、資料16ページの上段を御覧ください。内閣府からは、建設工事受注動態統計の訂正を含む建設総合統計の改定状況について、図表のとおり説明がありました。その上で、同じページの下段のとおり、国民経済計算における対応として、公的固定資本形成を中心として直近の結果に影響が想定される中で非常に大きな影響が想定されたわけであります。このため、通常であれば次のQEでの反映が原則でありましたが、この間、政府内外の諸機関が経済成長の見通しを改定することなどが想定される事情も踏まえまして、2次QE改定値を7月1日に公表した旨の説明がありました。また、資料17ページのとおり、改定値の概要についても説明がありました。なお、2次QEの改定はコロナ期でも1回行われていまして、全く前例がないわけではございません。以上の内閣府からの御説明に対して特に御意見はございませんでした。適切な対応だということで御理解いただいたということだと思います。部会としても今後、同様の事例が生じた場合、できれば生じてほしくないわけですが、そういった場合の対応を含めて、引き続きフォローしていただきたいということで取りまとめました。

私からの御報告は以上のとおりとなります。

○**樫委員長** 福田先生、どうもありがとうございました。それでは、ただ今のSNA部会長の御説明につきまして何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

白塚先生、よろしく申し上げます。

○**白塚委員** 福田部会長からお話がありましたが、最初のところの経済の持続可能性との関係で新しい概念がいろいろと入ってくるのはいいことだと思います。ただ、気になっているのは、今までの概念と新しく拡張される概念との関係をもう少しきちんと整理してほしいなということです。特にこの6ページ、8と9のところですが、例えば持続可能性のところのNDPという概念が出てきます。ネットの概念というのは、通常は今までは固定資本減耗を控除するという概念で、持続可能性のところでは自然資源の費消等が入ってきます。これはこれでいいと思いますが、従来との関係が分かりづらくなってしまふ懸念があります。新しい概念を入れるのはいいと思いますが、今までと違う新しい概念であることがきちんと分かるような形で表現を考えてほしいと思います。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。内閣府で何か御見解ありますか。

○**松多内閣府経済社会総合研究所次長** 白塚先生、ありがとうございました。部会でもお話しいただいたところですので、分かりやすさをしっかり考えながら対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○**福田委員** 今回の改定に関しては、もちろん白塚先生の御指摘があった点もそうですし、GDP自体も少し上方改定されるという、概念が変わることによる改定ですので、实体经济、特に変わらないのにGDPが変わったりもしますので、そういう点の広報もきちっとやっていただければと私からもお願いしたいと思います。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

松村先生、よろしく申し上げます。

○松村委員 御説明どうもありがとうございました。二つ目の案件の四半期勘定の試算についてですが、非常に良い取組で、より細かく情報が得られるようになるのは大変望ましいと思います。今回の試算では、例えば固定資本減耗等の暦年値や年度値を、単純に4分割していると思いますが、このやり方にした理由は何ですか。四半期分割もいろいろなやり方があると思いますが、これだと時系列でみた場合、年度とか暦年の変わり目でレベルにしても伸び率にしても、段差が生じるようになると思います。その点についてはどのようにお考えになられたのでしょうか。

○福田委員 私から、スムージングを少し御検討いただくということは要望したと思いますが、そういうことでよろしいですか。

○松多内閣府経済社会総合研究所次長 そうですね。今、松村委員からおっしゃっていただいたように、基本的には4等分して計算してみても、12ページにあるように、それほどすごい段差が出ているというような、大きな影響を与えている感じではありませんが、部会でもお話をいただいておりますように、スムージングの方法については、よりよい方法がないか、そこは考えて、実現させていきたいと思っています。

○福田委員 承知しました。

○椿委員長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

それでは、私の方からもコメントさせていただきます。まず、国民経済計算の新たな国際基準、いわゆる2025 SNAに向けた状況についてですが、主要な改定事項に関する国連統計委員会などの国際的な議論への関与、貢献や内閣府自身の検討状況というものがよく分かったところです。実装に向けた検討は、先ほどから少しありましたように、NDPも含めてありましたが、必ずしも一本道ではないと伺いました。引き続き是非積極的に取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、制度部門別勘定の整備についてですが、一部の制度部門や勘定で四半期系列が整備、公表されてないという課題がありました。今回の取組によって、来年度以降なのでしょうか、内閣府の取組によって、我が国の制度部門別所得支出勘定並びに資本勘定の四半期勘定について整備が着実に進められるものと思います。その他の勘定を含めまして、今後の基準改定以降の公表に向けて、引き続き検討をよろしく願いいたします。

最後の議事の「その他」については、建設工事受注動態統計の訂正の反映を含む建設総合統計遡及改定を受けて、7月1日に内閣府より公表された1-3月期の2次QE（改定値）の御報告があったところです。2次QEの改定については、部会長説明があったとおり、前例がないわけではないということでもございました。今回の内閣府の対応の考え方についてもよく理解したところです。部会長の福田先生をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属の委員の先生方、部会での御審議どうもありがとうございました。

本日用意しました統計委員会の議題は以上です。本日の議事録は、委員に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、議事録は委員会に報告するものとされているために、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の統計委員会の日程につきまして、事務局から連絡よろしくお願ひします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 委員会の御審議ありがとうございました。次回の統計委員会につきましては調整中ですので、日時、場所につきましては別途御連絡申し上げます。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第208回統計委員会を終了したいと思います。本日は、どうもありがとうございました。